

福島県電子納品運用ガイドラインの改定概要

1 主な改定

(1) 工事対象図書を規定する共通仕様書

福島県工事共通仕様書の改定により、国の公共建築工事標準仕様書を準用していることから、2-1 電子納品の定義、表2-1 工事対象図書を規定する共通仕様書に国土交通省官庁営繕部の公共建築工事標準仕様書を記載した。

(2) ファイル命名規則

国の営繕工事電子納品要領の令和3年改定版に併せ、3-3-2 ファイル命名規則について、具体的なファイル名の付け方を記載した。

(3) 電子媒体ラベル面

3-4-4 電子媒体ラベル面の作成について、押印廃止に伴い、発注者と受注者の署名欄を廃止し、発注者名称、受注者名称及び現場代理人氏名に変更した。

(4) 電子納品チェックシート

情報共有システムの運用に伴い、付属資料2 電子納品チェックシートに情報共有システム利用の有無についての記載を追記した。

2 その他の改定

(1) 営繕工事から建築関係工事へ名称変更、請負者から受注者へ変更した。

(2) 3-4-1 電子媒体格納に複数枚になる場合の基準を定めた。

3 電子納品保管管理システムの活用

福島県保管管理システム（以下「保管管理システム」と称す）は、LGWAN環境を利用し、本庁・出先機関で電子納品された成果品の情報・データをWebブラウザによって共有・利活用するためのシステムです。

電子納品実証実験では、受注者から電子媒体(CD-ROM)で監督員へ納品するまでとなっていた電子納品データを、各出先機関毎に保管管理システムへ登録する事で、電子納品案件情報を一元管理し、検索・閲覧・ダウンロードを可能にします。

(1) システムのインストール

福島県電子納品保管管理システム（CS-GV）建築版は、グループウェアの文書管理の土木部企画技術総室技術管理課 37_電子納品の電子納品マニュアル

ル「インストール手順」に沿って実施する。

(2) 成果品の登録

37_電子納品の電子納品マニュアル「成果品登録手順」に沿って実施する。